

# 関西知的財産協議会 会則

## 第一章 総 則

### 第1条 (名称)

本会は関西知的財産協議会と称する。

## 第二章 目 的

### 第2条 (目的)

本会は知的財産に関する知識の啓発を咨ることを目的とする。

## 第三章 会 員

### 第3条 (入会)

会員になろうとするものは本会に対し入会申込書を提出し、会員2名以上の推薦と役員会の承認を必要とする。

### 第4条 (年会費)

年会費は2,000円とし、本会を運営するための通常経費にあてるものとする。但し、一法人複数参加の場合は、一法人2,000円とする。

### 第5条 (臨時会費)

会議、講習会、その他の行事にあたり、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

### 第6条 (役員定数)

本会に次の役員を置く。

- |         |     |
|---------|-----|
| 1. 会長   | 1名  |
| 2. 代表幹事 | 若干名 |
| 3. 事務局長 | 1名  |

### 第7条 (役員を選出)

役員を選出は総会により決定する。

### 第8条 (会長)

会長は本会を代表し、会務を統轄する。

#### 第2項 (世話人)

世話人は会長により選出され、会務の一部を担当する。

#### 第9条

(代表幹事)

代表幹事は会計監査を含めた会務を遂行する。

#### 第10条(事務局長)

事務局長は本会の事務及び会計を担当し、会長の了解を得た第三者に実務を委託できる。

#### 第11条(任期)

役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

### 第五章 会議

#### 第12条(役員会)

役員会は随時行う。

#### 第13条(総会)

総会は年1回開催し、決議は出席者の過半数をもってする。

#### 第14条(その他の会議)

その他の会議は随時行う。

#### 第16条

第12条及び第13条に規定する会議には代理人の出席は認めない。

付則 1. 本会則は平成19年4月1日より施行する。

2. 本会則の改訂は平成25年4月1日より施行する。